

改正社会福祉法二段表（平成28年4月1日施行）抜粋

法 律	省 令
<p><略></p> <p>(会計)</p> <p>第四十四条 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p> <p>3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p> <p>5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。</p> <p>6 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。</p> <p><略></p>	<p>社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p> <p>社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p>
<p>(所轄庁への届出)</p> <p>第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面</p> <p>二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類</p>	<p>【社会福祉法施行規則】</p> <p>(現況の報告)</p> <p>第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす</p>

<p>(情報の公開)</p> <p>第五十九条の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 前条各号に掲げる書類</p> <p>2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容</p> <p>二 前条の規定による届出をしたとき 前項第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容</p>	<p>る。</p> <p>一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢</p> <p>二 前会計年度における事業の概要</p> <p>三 前会計年度末における主要な財産の所有状況</p> <p>2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通を提出することにより行うものとする。</p> <p>【社会福祉法施行規則】</p> <p>(公表)</p> <p>第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。</p>
--	---

<略>

【社会福祉法等の一部を改正する法律】

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

<略>

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条及び附則第六条において「第二号旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)

の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

<略>

第三条 第二号新社会福祉法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二号施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第四条 第二号新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。